

業務委託仕様書

1 業務名

こどもの居場所持続応援事業実施業務

2 事業の目的

本事業は、こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」の運営継続につながる伴走支援を実施することにより、地域における「こどもの居場所」の運営継続を図ることを目的とする。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）までとする。

4 業務内容

(1) 巡回支援業務

① 「こどもの居場所」未設置地域の新規開設希望者開拓及び開設支援

② 「こどもの居場所」の運営継続のための伴走支援

- ・地域資源とのマッチング支援
- ・資金調達に関する助言
- ・各種助成金・補助金の応募書類作成の指導
- ・支援企業・団体等の開拓
- ・ボランティア希望者のコーディネート
- ・開催方法全般に関する助言

③ 要支援リスク層への早期対応

- ・早期把握に係る視点等の普及啓発
- ・関係機関との連携に係るコーディネート
- ・圏域毎に運営者及び支援関係機関等を対象としたネットワーク会議の開催

④ 業務全体に係る経理事務

(2) 物流システム構築・管理業務

① 寄附食材物流システムの設計・構築及び運用

- ・こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」運営者や支援企業・関係団体等と連携の上、県内を網羅する円滑な寄附食材物流システムを設計・構築すること。
- ・圏域毎に運営者及び支援企業・関係団体等を対象としたネットワーク会議を開催し、随時運用の見直し等を図ること。
- ・運営者及び支援企業・関係団体等と連携し、寄附食材の受入調整を行うとともに、運営者からの希望をとりまとめ、適切なマッチングを行うこと。

② 上記に付随する経理業務

③ 巡回専門員が実施する業務の補助

5 実績報告等

本業務の実績報告として、次の書類を県に提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要と認められるもの

6 経費等について

(1) 経費の内容

県は委託料以外の費用を負担しない。また、受託者は、本事業に要する費用負担を第三者に求めてはならない。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

7 その他

(1) 著作権等

この事業に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

また、この事業に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本事業業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。

県は、受託者による事業の実施が当該事業の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。